

【定期報告の必要な特定建築物の用途と規模】

用 途		規 模（次のいずれかに該当するもの）
1	劇場、映画館または演芸場（屋外観覧場を除く）、公会堂または集会場	(1) 左記用途（100平方メートル超の部分）が3階以上の階にある場合 (2) 左記用途の床面積（客席部分）が200平方メートル以上の場合 (3) 主階が1階にない場合（劇場、映画館、演芸場のみ） (4) 左記用途（100平方メートル超の部分）が地階にある場合
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等	(1) 左記用途（100平方メートル超の部分）が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある左記用途の床面積が300平方メートル以上の場合 (3) 左記用途（100平方メートル超の部分）が地階にある場合
3	児童福祉施設（高齢者、障害者の就寝の用に供するものを除く）	(1) 左記用途の床面積が400平方メートル以上であり、かつ、地階または3階以上の階に左記用途がある場合
4	旅館またはホテル	(1) 左記用途（100平方メートル超の部分）が3階以上の階にある場合 (2) 2階にある左記用途の床面積が300平方メートル以上の場合 (3) 左記用途（100平方メートル超の部分）が地階にある場合
5	学校（各種学校を含む）、体育館（学校に附属するものに限る）	(1) 左記用途の床面積が2,000平方メートル以上、かつ、左記用途（100平方メートル超の部分）が地階または3階以上の階にある場合
	体育館（学校に附属するものを除く）、水泳場、スポーツ練習場、博物館、スキー場、美術館、スケート場、図書館	(1) 左記用途（100平方メートル超の部分）が3階以上の階にある場合 (2) 左記用途の床面積が2,000平方メートル以上の場合
6	百貨店、遊戯場、マーケット、公衆浴場、展示場、待合、キャバレー、料理店、カフェー、飲食店、ナイトクラブ、ダンスホール、物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く）	(1) 左記用途（100平方メートル超の部分）が3階以上の階にある場合 (2) 2階以上にある左記用途の床面積（客席部分）が500平方メートル以上の場合 (3) 左記用途の床面積が3,000平方メートル以上の場合 (4) 左記用途（100平方メートル超の部分）が地階にある場合
7	事務所その他これに類するもの（階数が7以上で、かつ、延べ面積が2,000平方メートル以上であるものに限る）	(1) 左記用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上であり、かつ、地階または5階以上の階に左記用途に供する部分があるもの

この表の規模については、その用途に供する部分（廊下、便所等もその用途に使用していれば含む）だけを対象とし、かつ敷地内に2棟以上ある場合は、その合計でなく、それぞれの棟単位で適用されます。